

環境課からのお知らせ

問い合わせ 環境課環境係(東原庁舎内)☎内線77374

光害(ひかりがい) 星空観察会

光害とは、照明などの過剰な光による公害のことです。市では、地球温暖化にもつながるこの問題について考える場として、星空観察会を開催します。

とき 12月3日(火)午後7時30分～9時

※天候条件が悪い場合は、5日(木)に延期します

集合場所 保健福祉センター駐車場

内容 人工の光がある場所とそうでない場所の2地点をバスで移動して観察します

対象 市内在住の人

定員 20人(先着順)

参加費 無料

申し込み 11月26日(火)までに環境課環境係へ

消費者講演会を開催します～落語で撃退！悪質商法～



送りつけ商法や利殖商法など、最近の詐欺や悪質商法を創作落語で披露します。落語を通じて悪質商法の手口や撃退法を学び、笑って賢い消費者になりましょう。

とき 11月16日(土)午後1時～3時(受け付けは正午開始)

ところ 保健福祉センター4階多目的ホール

演題 送りつけ商法にご用心、デート商法にご用心、利殖商法にご用心、手渡し詐欺にご用心

講師 出前落語人 夢見亭わつぱさん

参加費 無料

問い合わせ 消費生活センター(東原庁舎内)☎⑩1500、生活課生活係(東原庁舎内)☎内線77351へ

地球温暖化防止ポスター 標語作品展・表彰式

■作品展

とき 12月7日(土)から14日(土)までの午前8時30分～午後5時15分

ところ 中央公民館2階展示ホール

※緑のカーテン作りで省エネ対策を実践した人の成果写真も展示します

■表彰式

とき 12月14日(土)午後3時10分

ところ 中央公民館4階ホール

地球温暖化問題講演会

とき 12月14日(土)午後1時30分～3時

ところ 中央公民館4階ホール

テーマ 南極から地球環境を考える

講師 山梨大学教授 竹内智さん

参加費 無料

申し込み 不要。直接会場へ

竹内智さん

公平委員、教育委員長、教育委員、人権擁護委員を紹介します

公平委員に羽仁素道さんが再任

公平委員の定数は法律で3人と定められており、識見を有する人から選出され、議会の同意を得て選任されています。このうち、羽仁素道さん(上発知町)が、11月1日付で再任されました。

教育委員長に大竹秀子さん

10月1日に開かれた教育委員会で、新教育委員長に大竹秀子さん(上原町)が選ばれました。

教育委員に笹川一良さん

教育委員会は5人の委員で構成されています。このうち、笹川一良さん(発知新田町)が議会の同意を得て10月1日付で新教育委員に任命されました。



羽仁素道さん



笹川一良さん

人権擁護委員が委嘱されました

人権擁護委員は人権思想を広め、人権侵害が起きないように地域を見守り人権を擁護するために法務大臣より委嘱され、人権啓発活動に取り組んでいます。

委員の任期は3年間で本市では11人が委嘱を受けて活動しています。そのうち次の2人が、10月1日から委嘱を受けました。

再任 丸岡昌舜さん(材木町)

新任 松永美枝子さん(上久屋町)

問い合わせ 生活課生活係(東原庁舎内)☎内線77351へ

特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当のお知らせ

特別障害者手当

※社会福祉施設へ入所、または病院に3カ月以上入院しているときには支給されません

障害児福祉手当 在宅で日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳未満の人に支給されます

特別障害者手当 在宅で著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給されます

※社会福祉施設へ入所、または病院に3カ月以上入院しているときには支給されません

障害児福祉手当 在宅で日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳未満の人に支給されます

※障害を支給事由とする年金の給付を受けている場合や社会福祉施設へ入所しているときには支給されません

請求手続き

認定請求書に、所定の診断書と関係書類(いずれも社会福祉課窓口を設置)を添えて提出してください

支給額と支払い 支給額が改定され、10月より特別障害者手当が月額2万6080円、障害児福祉手当が月額1万4180円となります。2月、5月、8月、11月に前月分まで

支給の制限

本人、または扶養義務者の所得が一定額を超える場合には、手当の支給が停止されます

問い合わせ

社会福祉課障害福祉係(東原庁舎内)☎内線77252、白沢町総務課市民係☎内線33、利根町総務課市

特別児童扶養手当

受給資格 心身に障害がある児童を養育する父または母、父母以外で児童を養育している人に支給されます

※児童が障害を支給事由とする年金を受けることができるようになったときや児童福祉法などにより施設へ入所しているときには支給されません

請求手続き 認定請求書に、所定の診断書と関係書類(いずれも子ども課窓口を設置)を添えて提出してください

支給額と支払い 支給額が改定され、10月より障害の程度が1級の人は月額5万500円、2級の人は月額3万3330円となります。4月、8月、11月の年3回、4カ月分の手当が振り込まれます

振込口座 郵便局のほか、銀行などの金融機関口座で振り込みが可能です

支給の制限 受給資格者の所得が一定額を超える場合には、手当の支給が停止されます

問い合わせ 子ども課子育て支援係(東原庁舎内)☎内線77257へ

10月分から児童扶養手当の支給額が改定になりました

基本月額(対象となる子どもが1人の場合)

全部支給 41,430円→41,140円

一部支給 41,420円～9,780円→41,130円～9,710円

※対象となる子どもが2人以上の場合の加算額には変更はありません

加算額

2人目 基本月額に5,000円加算

3人目以降 基本月額に1人につき3,000円加算

8月の現況届が済んでいる人には通知を送りますので、本年度分の支給額をご確認ください。まだ現況届が済んでいない人は、早めに手続きをしてください。

問い合わせ 子ども課子育て支援係(東原庁舎内)☎内線77258へ

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

11月は児童虐待防止推進月間です。

子ども課子育て支援係(東原庁舎内)☎77257



虐待を受けたと思われる子どもがいたら。ご自身が出産や子育てに悩んだら。ご相談ください。

児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570(064)000 ※連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます